

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

規 則	三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則 .....	教育総務室	1頁
	三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則 .....	教育改革室	1頁
	三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 .....	高校教育室	2頁
	三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則 .....	社会教育・文化財保護室	3頁
	三重県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則 .....	社会教育・文化財保護室	10頁
告 示	技能教育施設の名称変更について .....	高校教育室	10頁
	技能教育施設の廃止について .....	高校教育室	10頁
公 告	公立学校の廃止届の受理 .....	学校施設室	11頁
	公立学校の設置届の受理 .....	学校施設室	11頁
	公立幼稚園の位置変更届の受理 .....	学校施設室	11頁

### 規 則

三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 清水 明

三重県教育委員会規則第四号

三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会公印規則（昭和三十三年三重県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。  
別表地域機関及び教育機関の長印の項中「桑名高等学校衛生看護分校（二）」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 清水 明

三重県教育委員会規則第五号

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

三重県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十三年三重県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の項高等学校の欄中三重県立桑名高等学校衛生看護分校を削り、同表二の項高等学校の欄中三重県立上野商業高等学校、三重県立上野工業高等学校及び三重県立上野農業高等学校を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 清水 明

三重県教育委員会規則第六号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表一中

三重県立桑名高等学校 衛生看護分校	全日制	普通科、理数科	衛生看護 専攻科	を
	定時制	普通科		
	全日制	衛生看護科		
	全日制			
三重県立桑名高等学校	全日制	普通科、理数科、衛生看護科	衛生看護 専攻科	に、
	全日制			
	定時制	普通科		
三重県立飯野高等学校	全日制	応用デザイン科 英語コミュニケーション科		を
	全日制	応用デザイン科 英語コミュニケーション科		に、
三重県立上野商業高等学校	全日制	普通科、情報ビジネス科 健康生活科、福祉科		を
	全日制	機械科、電子機械科 住環境工学科		
三重県立上野工業高等学校	全日制	食農科学科、景観園芸科		
三重県立伊賀白鳳高等学校	全日制	機械科、電子機械科 工業デザイン科、生物資源科		
		フードシステム科、経営科 ヒューマンサービス科		
		機械科、電子機械科 工業デザイン科、生物資源科		
		フードシステム科、経営科 ヒューマンサービス科		
三重県立伊賀白鳳高等学校	全日制	機械科、電子機械科 工業デザイン科、生物資源科 フードシステム科、経営科 ヒューマンサービス科		に

改める。

附 則

- この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日の前日に三重県立桑名高等学校全日制課程衛生看護分校に在学している者は、この規則の施行の日に三重県立桑名高等学校全日制課程に、三重県立上野商業高等学校全日制課程、三重県立上野工業高等学校全日制課程及び三重県立上野農業高等学校全日制課程に在学している者は、この規則の施行の日に三重県立伊賀白鳳高等学校全日制課程に在学しているものとする。

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 清水 明

三重県教育委員会規則第七号

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則

三重県立図書館の管理等に関する規則（平成六年三重県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条」を「第二十七条」に改める。

第二条第一項第五号を削る。

紙 | 申請伝票 | 次ページに改める

第1号様式（第6条関係）

# 複 写 申 込 書

三重県立図書館長 へ

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

著作権法を遵守し、調査研究のため、下記の資料の複写を申し込みます。

複 写 資 料 名	複写箇所（ページ）	枚数
		枚
		枚
		枚
		枚
		枚

## 【注意事項】

1. 複写は、著作権法第31条の規定に基づき、調査研究を目的とする場合に限り、公表された著作物の一部分について行うことができます。ただし、同一箇所は一人につき1枚に限りません。
2. 複写できる資料は、三重県立図書館所蔵資料に限ります。
3. 保存または形態上等の理由により複写をお断りする資料もあります。
4. 複写物の使用によって生じる著作権上の問題は、申込者の責任となります。

※ご記入いただいた個人情報は、複写許可とそれに付随する業務以外の目的には使用しません。

（規格A4）

三重県立図書館 (N G I) の 図書館業務

第2号様式 (その1) (第7条関係)

## 資料貸出券交付申請書 (個人用)

新規 ・ 更新 ・ その他

館長	課長	課長	係

三重県立図書館長 あて

資料貸出券の交付を受けたいので申請します。

平成 年 月 日

- ・借りた資料は、必ず期限内に返却します。
- ・資料貸出券は、絶対、他人に貸したり、悪用したりしません。
- ・その他資料貸出についての規則は、責任をもって守ります。

確認 免・身・保・学・他 未

		利用者番号									
フリガナ		生年月日	明・大・昭・平			年	月	日	← 太枠の中をご記入ください		
氏名		パスワード発行				・希望する		・希望しない			
現住所	(〒 )							番地			
帰省先住所	(〒 )							番地			
電話	自宅	( )						( 様方)			
	携帯										
	勤務先	( )						(勤務先名称: )			
	帰省先	( )						( 様方)			

※ご記入いただいた個人情報は、図書館業務以外の目的には使用しません。

(規格 A5)

三重県立図書館 (三重県) の 資料貸出券

第2号様式 (その2) (第7条関係)

資料貸出券交付申請書 (施設用)

館長	課長	課長	係

三重県立図書館長 あて

資料貸出券の交付を受けたいので申請します。

平成 年 月 日

施設名

代表者職氏名

印

- ・ 借りた資料は、必ず期限内に返却します。
- ・ 資料貸出券は、絶対、他人に貸したり、悪用したりしません。
- ・ その他資料貸出についての規則は、責任をもって守ります。

利用者番号

フリガナ					
施設名					
所在地	〒				
電話番号		内線		FAX	
	申込担当者名				

↑ 本枠の中を  
記入ください

(規格 A5)

紙11冊様式(その3)を、次のように改める。

第2号様式(その3)(第7条関係)

### 資料貸出券交付申請書(団体用)

館長	課長	課長	係

三重県立図書館長 あて

資料貸出券の交付を受けたいので申請します。

平成 年 月 日

団体名

代表者名

印

- ・ 借りた資料は、必ず期限内に返却します。
- ・ 資料貸出券は、絶対、他人に貸したり、悪用したりしません。
- ・ その他資料貸出についての規則は、責任をもって守ります。

利用者番号																					
フリガナ																					
団体名																					
代表者	住所	〒												氏名							
	電話番号	自宅 携帯 勤務先						電話番号	自宅 携帯 勤務先												

← 本枠の中を  
ご記入ください

※ご記入いただいた個人情報は、図書館業務以外の目的には使用しません。

(規格 A5)

第3号様式を、次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

〔表〕

<p>三 重 県 立 図 書 館</p> <p>資 料 貸 出 券</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center; padding: 5px;">バーコード</div> <p>津市一身田上津部田 1234 番地</p> <p>〒514—0061 ☎059—233—1180</p>
---

〔裏〕

<p>開館時間 9：00～19：00</p> <p>休館日 毎週月曜日（祝日の場合は開館）、祝日の翌日（土日の場合は開館）、 月末（月末が土日祝日の場合は、その直前の土日祝日でない日）、 年末年始、特別整理期間（毎年20日以内）</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>☆ 図書館資料を借りるときは、この券をお持ちください。</li><li>☆ 借りた資料は期限までにお返してください。</li><li>☆ この券をなくしたとき、住所（所在地）・電話番号などが変わったときは、すぐにお知らせください。</li><li>☆ この券は他人に渡したり、譲ったりしないでください。</li><li>☆ この券の有効期間は、3年間です。</li></ul> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"><tr><td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">サインパネル</td><td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">有効期間記入欄</td></tr></table>	サインパネル	有効期間記入欄
サインパネル	有効期間記入欄	

[85.5 mm × 54 mm]



書目寄託を 次のように定める。

第4号様式（第12条関係）

寄 託 申 請 書

年 月 日

三重県教育委員会教育長 あて

寄託者 住 所  
氏 名

次の目録のとおり図書等を寄託したいので申請します。

(目録)

(規格A4)

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

三重県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 清水 明

三重県教育委員会規則第八号

三重県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立博物館条例施行規則（昭和四十五年三重県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。  
第三条第一項第二号を次のように改める。

一 副館長 館の総括事務について館長を補佐して、部下職員を指揮監督し、館長に事故があるときは、その職務を代理する。

第一号様式中「第一号様式（第五条関係）」を「第一号様式（第七条関係）」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第11号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定に基づき指定技能教育施設の設置者から当該指定技能教育施設の名称の変更の届出がありました。

平成23年3月28日

三重県教育委員会委員長 清水 明

- 1 内容変更の届出をした指定技能教育施設の名称  
中部生活技術専門学校
- 2 届出があった変更の内容  
指定技能教育施設の名称  
変更前 中部生活技術専門学校  
変更後 中部ライテックビジネス専門学校

- 3 変更年月日  
平成23年4月1日

三重県教育委員会告示第12号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定に基づき指定技能教育施設の設置者から当該指定技能教育施設を廃止する旨の届出がありました。

平成23年3月28日

三重県教育委員会委員長 清水 明

- 1 廃止の届出をした指定技能教育施設の名称及び所在地  
大橋学園高等専修学校  
三重県四日市市南浜田町4-21
- 2 廃止年月日  
平成23年3月31日

公 告

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

平成23年3月28日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃止の理由
桑名市立多度南小学校	平成23年3月31日	多度南小学校及び多度西小学校の2校を統合し、多度青葉小学校を設置するため。
桑名市立多度西小学校		

公立学校の設置届を次のとおり受理しました。

平成23年3月28日

三重県教育委員会

名 称	位 置	設置しようとする日	設置の理由
桑名市立多度青葉小学校	桑名市多度町力尾2304番地2	平成23年4月1日	多度南小学校及び多度西小学校の2校を統合し、多度青葉小学校を設置するため。
桑名市立伊曾島小学校悠分校	桑名市長島町横満蔵字長徳568番地3	平成23年4月1日	児童心理療育施設悠に入所している児童・生徒の治療効果を高めるために、施設内に分校を設置する必要があるため。
桑名市立長島中学校悠分校	桑名市長島町横満蔵字長徳568番地3	平成23年4月1日	

公立幼稚園の位置変更届を次のとおり受理しました。

平成23年3月28日

三重県教育委員会

名 称	位 置	変更しようとする日	位置変更の理由
伊勢市立四郷幼稚園	変更前 伊勢市楠部町2484番地	平成23年4月1日	伊勢市一字田町地内において、幼稚園と保育所の一体化施設を開園するため。
	変更後 伊勢市一字田町891番地1		

発行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印刷  
有限会社第一プリント社